

重要事件等の捜査に関する訓令の運用について（例規）

最終改正 令和 8 . 9 . 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

重要事件等の捜査を行う際の捜査本部の開設、捜査本部長の指定、捜査班の設置、特別捜査班の設定、合同捜査、共同捜査の実施要領等について定めたものです。